

## 生活環境項目環境基準専門委員会における審議事項等

1. 諮問に至る背景

環境基本法第 15 条第 1 項の規定に基づき平成 24 年 4 月に策定された環境基本計画においては、「底層における水生生物の生息、水生植物の生育への影響、新たな衛生微生物指標などに着目した環境基準等の目標について調査検討を行い、指標の充実を図る」とされている。

平成 25 年度に水環境部会にて行った環境基本計画の水環境保全に関する点検の報告の「今後の課題」において、下層溶存酸素（下層 DO）及び透明度について、関係者の意見も聞きつつ、環境基準化に向けた具体的な検討を進める必要がある旨、明記された。（平成 25 年末閣議報告予定）

平成 25 年 8 月 30 日付けで、環境大臣より中央環境審議会に対して、「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の見直しについて」諮問され、その後、平成 25 年 9 月 5 日第 34 回水環境部会において、生活環境項目環境基準専門委員会が設置された。

2. 審議事項

下層 DO 及び透明度の環境基準について、水環境の現状を踏まえ、現在得られる科学的知見の集積を図り、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）の改正に係る審議を行う。

（想定される主な事項）

環境基準値

測定方法

測定値の環境基準適合可否の判断方法（告示の備考欄に記載する基本的事項）

水域類型指定適用の必要性（告示の備考欄に記載する基本的事項）

なお、水域類型指定の具体的方法、測定の具体的方法（頻度、地点、水深など）環境基準達成評価方法など、具体的な環境基準運用方法については、水域類型指定の際に検討を行うことを想定。

3. 審議の進め方

平成 25 年度は、専門委員会を 2 回程度開催し、環境基準設定に係る基本的考え方を中心に審議を行うとともに、関係者へのヒアリングを実施する予定。平成 26 年度上半期の答申を目指し、検討を進めていただきたい。

## 生活環境項目環境基準専門委員会スケジュール（案）

日時	会議等	議題等（案）
H25.8.30	諮問	水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の見直しについて(諮問)
H25.9.5	水環境部会 (第34回)	専門委員会設立
H25.12.3	専門委員会 (第1回)	検討の背景について 関連する文献・データの紹介について 環境基準設定の基本的考え方について
H25 年度 内 (予定)	専門委員会 (第2回)	関係者へのヒアリング 環境基準に係る検討
H26.6 頃 (予定)	専門委員会 (第3回)	報告（案）について
H26.7 ~ 8 頃（予定）	パブリック コメント	
H26.8 頃 (予定)	専門委員会 (第4回)	報告（案）とりまとめ
H26.8 頃 (予定)	水環境部会	報告（案）について
H26.8 頃 (予定)	答申	